

## 本部長指示のフォローアップについて

平成 23 年 5 月  
拉致問題対策本部

### 拉致問題対策本部第 2 回本部会合確認（平成 22 年 6 月 18 日）

- （○生存者の即時帰国に向けた施策  
○安否不明の拉致被害者に関する真相究明）に重点的に取り組む。



### 拉致問題対策本部第 4 回本部会合における本部長指示（平成 22 年 11 月 29 日）

#### ①拉致被害者家族等へのきめ細やかな対応

- 平成 22 年 12 月 10 日、総理が家族会等と懇談、意見交換。
- 平成 22 年 12 月 10 日、平成 23 年 1 月 28 日及び 5 月 8 日等拉致問題担当大臣が家族会代表等と懇談、意見交換。特定失踪者の御家族などに対して、希望に応じて政府の取組等の情報提供など。

⇒引き続き、拉致問題対策本部事務局を中心にきめ細やかな対応を行う。

#### ②北朝鮮側の対応等を考慮しつつ更なる措置についての検討及び現行法制度の下での厳格な法執行の推進

- 平成 23 年 4 月 5 日、北朝鮮が拉致問題をはじめとする諸懸案について前向きな対応をとってきていないこと等を受けて、北朝鮮籍船舶の入港禁止及び北朝鮮との輸出入禁止の措置につき、期限をさらに一年延長（平成 24 年 4 月 13 日まで）することを閣議決定。
- 平成 18 年の対北朝鮮措置実施以降、これまでに、同措置に関連する事件を 15 件検挙。また、同時期に、大量破壊兵器関連物資等を北朝鮮向けに不正輸出した事件も 3 件検挙。
- 平成 23 年 4 月 27 日、マネー・ローンダリング対策の非協力国に対する措置を含む「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」が成立。

⇒対北朝鮮措置を継続して実施するとともに、現行法制度の下での厳格な法執行を推進し、更なる措置を含めた対北朝鮮措置のあり方についても不断の検討を行う。

#### ③平成 20 年 8 月の日朝合意の履行を含む北朝鮮側による具体的な行動への継続した強い要求

- 拉致問題等の諸懸案の一日も早い解決に向け、対北朝鮮措置を国際社会と共に着実に実施しつつ、米韓を始めとする関係国と連携して具体的な行動を北朝鮮から引き出すべく努力。

⇒これまでの約束の履行を含め北朝鮮側による具体的な行動を引き続き強く要求する。

#### ④拉致被害者及び北朝鮮情勢に係る情報収集・分析・管理の強化

- 拉致問題の解決に資する各種情報の収集・分析・管理のため、情報関係省庁間の連携を強化するとともに、関係国との協力関係を強化。

⇒今後とも拉致問題対策本部事務局を中心として関係省庁が連携して、拉致問題の解決に資する情報の収集・分析・管理に努める。

#### ⑤拉致の可能性を排除できない事案に係る捜査・調査の徹底、及び拉致実行犯に係る国際捜査を含む捜査等の継続

- 拉致の可能性を排除できない事案について、改めて捜査・調査を徹底し、長年行方不明であった者を発見。また、拉致容疑事案の全容解明に向け、捜査を推進中。

⇒引き続き、拉致の可能性を排除できない事案に係る捜査・調査を徹底するとともに、拉致実行犯に係る捜査等を継続する。

#### ⑥拉致問題の解決に資する内外広報活動の充実

- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の中に、「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加（平成23年4月1日閣議決定）。
- 平成22年度の北朝鮮人権侵害問題啓発週間中の12月11日に政府主催シンポジウムを開催。平成22年度の地方版「国民の集い」を6か所で開催。

⇒「人権教育・啓発に関する基本計画」の改正を踏まえて、国内外の広報活動の充実に取り組む。

#### ⑦米国、韓国を始めとする関係国等との国際的連携の強化

- サミット等の各種国際会議、首脳・外相会談等あらゆる外交上の機会を捉え拉致問題を提起し、拉致問題解決の重要性とそのための政府の取組について諸外国から明確な理解と支持。例えば、首脳レベルでは、平成22年6月のG8サミット、9月の日米首脳会談、10月の日中韓首脳会談において、また、外相レベルでは、平成23年1月及び2月の日韓外相会談、3月のG8外相会合及び日中韓外相会議、4月の2度の日米外相会談において拉致問題を提起。

⇒米韓等の関係各国や国連等との国際的な連携を一層強化する。

#### ⑧ その他拉致問題の解決に資するあらゆる方策の検討

- 民間専門家の知見の活用など。

⇒引き続き、拉致問題の解決に向けてあらゆる方策を検討する。